

# くらしと税金



令和7年度版

## 税金クイズ

○×で答えてみよう！

Q1

税金をはらうのは、  
18歳さいになってからである。  
(ヒントは4ページを見てね)



答え  
[ ]

Q2

学校で使っている教科書  
には税金が使われている。  
(ヒントは5ページを見てね)

答え  
[ ]



Q3

国の税金は道路や橋な  
どの整備のために一番  
多く使われている。  
(ヒントは7ページを見てね)



答え  
[ ]

Q4

けいさつかん  
警察官や消防士の活動  
に税金が使われている。  
(ヒントは1、2ページを見てね)



答え  
[ ]

Q5

税金をどのように使う  
かを決めるのは、内閣  
総理大臣である。  
(ヒントは6ページを見てね)



答え  
[ ]

### もくじ

- ◆税金が何に使われているか探してみよう！…1
- ◆税金ってなんだろう？…3
- ◆消費税のしくみはどうなっているの？…4
- ◆学校で使われている税金を探してみよう！…5
- ◆税金の使いみちの決め方…6
- ◆国の予算を見てみよう…7
- ◆秋田県の予算を見てみよう…8
- ◆納税のうぜいは国民の義務…9
- ◆学習のまとめ…10

☆答えは10ページを見てね！

# 税金が何に使われているか探してみよう!

1 ダム

税金は、みなさんの生活を豊かにするためにさまざまところで使われています。

絵の中で税金が使われていると思うものの□に○印をつけてみましょう。

2 ごみ処理場

3 浄水場

4 公民館・コミュニティセンター  
文化センター

5 公園

6 図書館

9 警察署  
警察官

13 橋

16 道路

税金って何に使われているのかな？

きっとみんなのために使われているんだよ！

国や地方は、税金を使って、多くの人が必要とする公共的な事業を行っているんだよ。  
絵にないもので、上下水道の整備にも税金が使われているよ。



7 テレビ局

8 銀行

10 信号機

11 市役所

12 コンビニ

14 小学校

15 消防署  
消防士  
救急車

# 税金ってなんだろう？

税金について知っていることを書いてみましょう。

## 税金にはどんなものがあるの？税金はどこ行くの？



税金の種類  
を見てみよう！

税金には、いろいろな種類があります。税金は、商売をしている人や会社の利益(もうけ)、おうちの人が働いて得たお金などから、さまざまな方法で国や地方(県や市区町村)に納められます。



会社などで働いている人は、給料から税金などが差し引かれます。



商売をしている人は、働いて得たお金から自分の税金の額を計算して納めます。



会社の利益(もうけ)から税金の額を計算して納めます。



買い物をしたときにはらった消費税は、お店などがまとめて納めます。



家や自動車を持っている人は税金を納めます。

### 所得税

※復興特別所得税

### 法人税

### 消費税

(地方消費税を含む)

### 固定資産税 自動車税 など



税金は、国や地方に納められるんだね。



納められた税金はどんなことに使われるの？

## わたしたちみんなのために

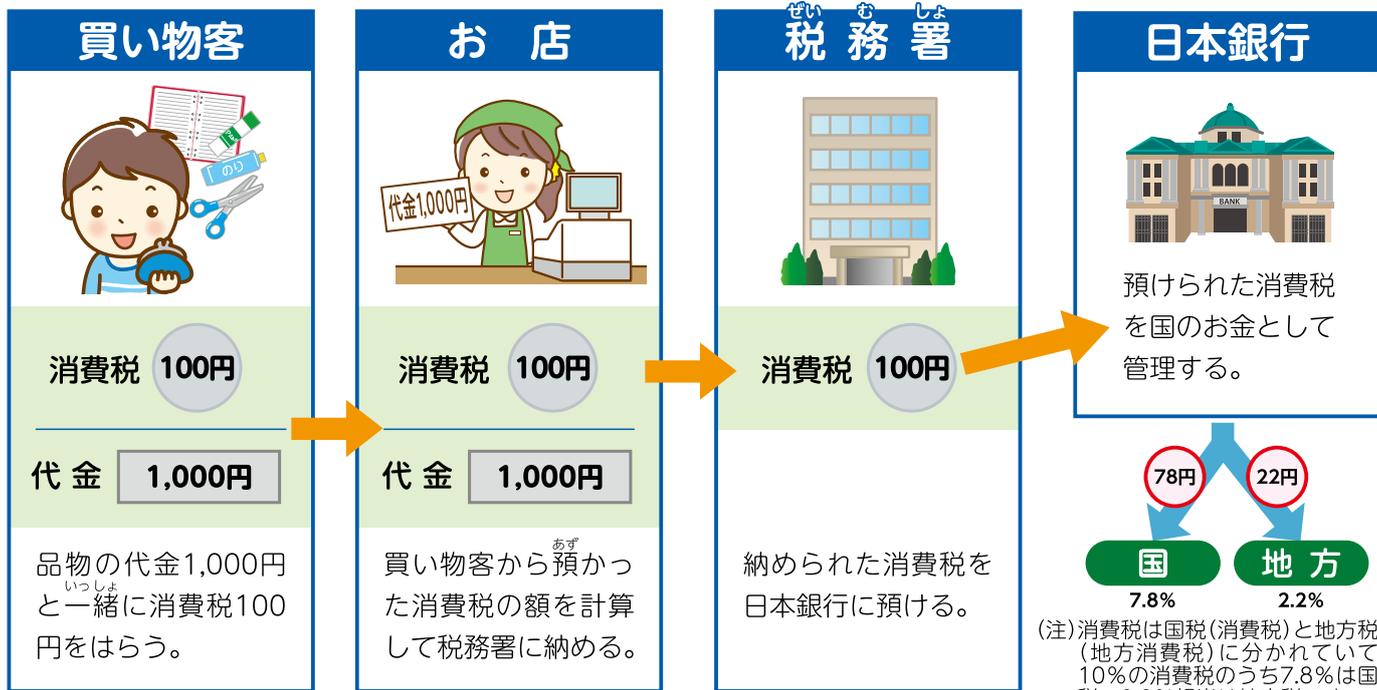


税金はどんなことに使われているんだろう？  
これからいっしょに学習していこう！



# 消費税のしくみはどうなっているの？

みなさんも税金を納めています。その代表例が消費税です。わたしたちが、お店で文房具を買ったときにはらう消費税は、どのように納められるのか見てみましょう。



消費税は令和元年10月1日に10%に引き上げられました。

引き上げられたことで増える国の収入は、幼稚園や保育所にお金をはらわないで通えるようにしたり、大学の授業料を減らしたりすることなどに使われています。

## 消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日から、飲み物や食べ物(お酒・外食を除きます。)などを買うときには、軽減税率(8%)が適用されています。

毎日の生活で、多くの人が買う飲み物や食べ物などにかかる消費税率を8%にし家計の負担を減らしています。

**10%**  
(標準税率)

**8%**  
(軽減税率)

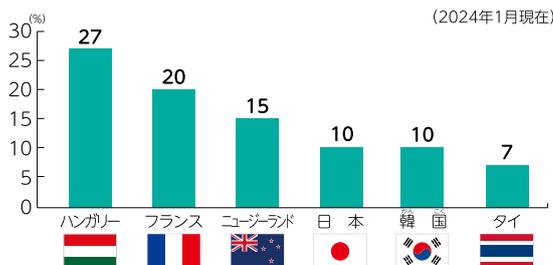
《対象品目》  
○人が食べたり飲んだりするもの  
○新聞(家などに週2回以上配達されるもの)

## 外国の消費税(付加価値税)

日本では消費者に広く公平に負担してもらおう消費税を平成元年(1989年)4月に導入しました。

現在、消費税(付加価値税)は世界で150以上の国や地域にあります。日本と外国の税率を比べてみましょう。

参考資料: OECD資料、欧州委員会及び各国政府ホームページ、IBFD等

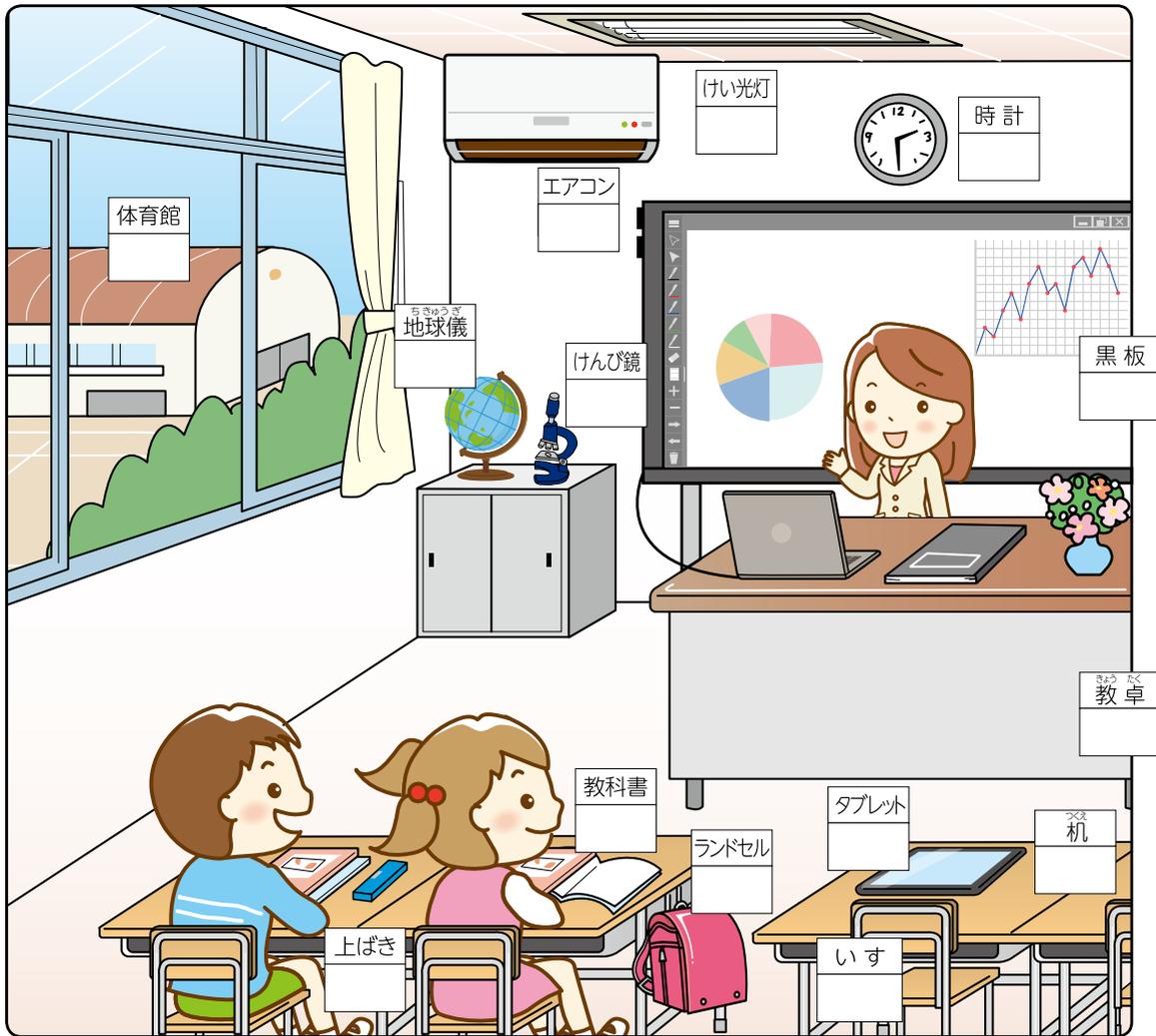


日本の消費税率は、平成元年(1989年)4月に導入されてから、過去3回引き上げられました。そのときの税率は何%だったのでしょうか？

平成元年4月 ① \_\_\_\_\_ % → 平成9年4月 ② \_\_\_\_\_ % → 平成26年4月 ③ \_\_\_\_\_ % → 令和元年10月 ④ \_\_\_\_\_ %

# さが 学校で使われている税金を探してみよう！

みなさんが通っている小学校では、校舎だけではなくいろいろなものに税金が使われています。絵の中で税金が使われていると思うものの□に○印をつけてみましょう。



☆答えは7ページを見てね

## 公立学校の児童・生徒1人当たり年間教育費の税金での負担額(令和3年度)

税金はみなさんの教育費にも使われています。

※ 私立学校では、税金により教材費などの一部が補助されています。

小学生  
約921,000円/年間



1か月当たり  
約76,800円

中学生  
約1,067,000円/年間



1か月当たり  
約88,900円

中学校を卒業するまでの9年間で計算すると…

小学生 約 921,000円×6年間＝約5,526,000円

中学生 約1,067,000円×3年間＝約3,201,000円

合計 約8,727,000円

(注) 端数を四捨五入していますので、年間と合致しません。(参考資料:文部科学省「令和4年度地方教育費調査」(令和3会計年度))

【P1～2の答え】 1、2、3、4、5、6、9、10、11、13、14、15、16



水道、道路などの公共施設や教育、警察、消防といった公共サービスを提供するために税金が使われているんだね。

# 税金の使いみちの決め方

国は、国民のくらしを豊かにするために、国の収入となるお金を税金として集め、どう使うかを話し合いで決めています。まず、**内閣**が1年間に入るお金と、国民のために国が行う仕事に必要なお金を計算し、予算案を作ります。そして、その予算案について、わたしたちの代表である選挙で選ばれた議員が**国会**で話し合い、予算を決定します。



## 地方(県や市区町村)の予算の決め方

県や市区町村でも、国と同じように住民(県民や市区町村民)の代表者が議会(県議会・市区町村議会)で予算を決めています。



# 国の予算を見てみよう

## 令和6年度 国の予算

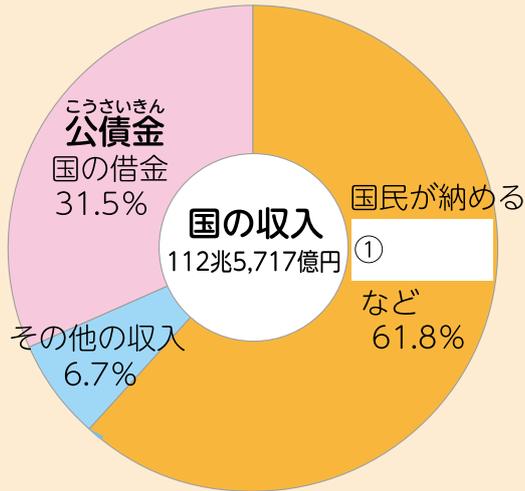


①と②には、  
何が入るかな？

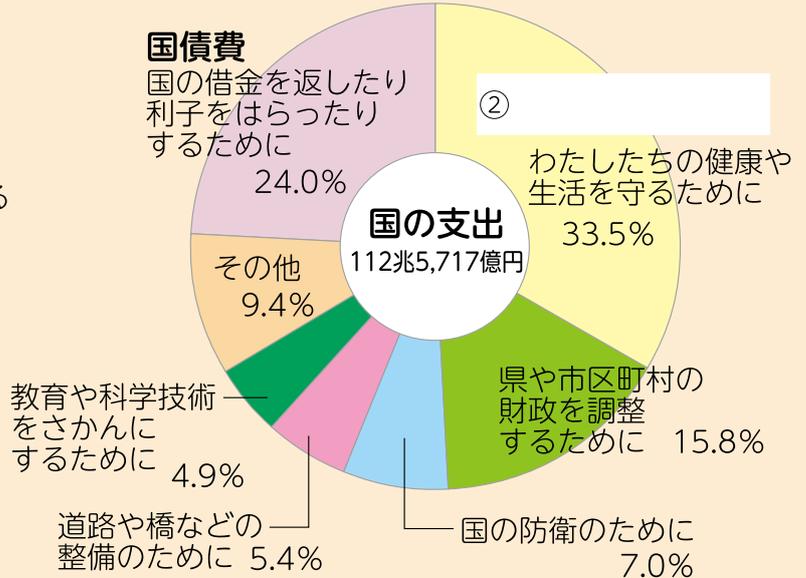
令和6年度一般会計当初予算

令和6年度予算の収入総額は、約112兆5千億円であり、その収入の61.8%がわたしたちの納めた税金です。

国の予算はわたしたちの健康や生活を守る社会保障費に1番多く使われ、2番目は国の借金を返したり利子をはらったりするための国債費に使われています。



☆答えは、9ページを見てね！



(参考資料：財務省「令和6年度予算及び財政投融资計画の説明」)

国の税金は、次のようなことに使われています。

### 公共事業のために



▲道路建設や整備 提供 東京都



病院でみてもらうのにも、税金が使われているんだね。

### 社会保障のために

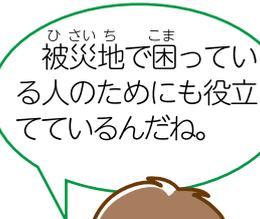


▲医療 提供 東京都

### 災害復旧のために



▲自衛隊の活動 提供 防衛省ホームページ



被災地で困っている人のためにも役立っているんだね。

### 科学技術の発展のために



▲宇宙開発 提供 JAXA/NASA



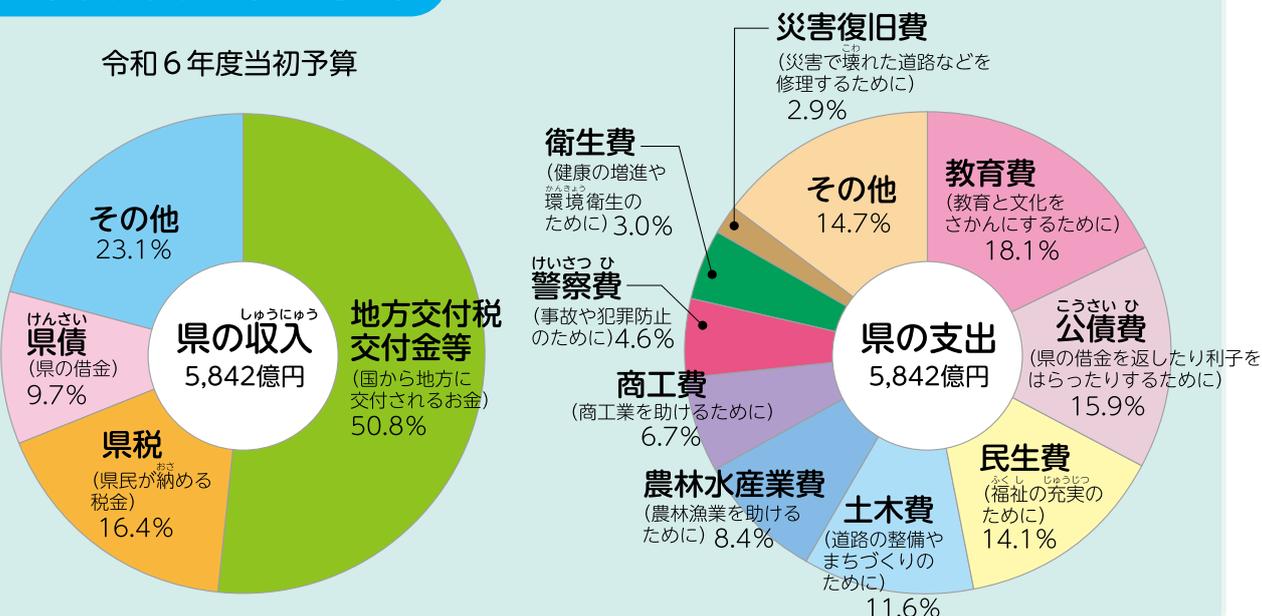
公立学校の場合、教科書や学校の設備などに税金が使われているよ。また、私立学校の場合にも、税金は「補助金」というかたちで使われているよ。

【P.5の答え】 体育館、エアコン、けい光灯、時計、黒板、地球儀、けんび鏡、教卓、教科書、いす、机、タブレット

# 秋田県の予算を見てみよう

## 令和6年度 秋田県の予算

令和6年度当初予算



県の税金は、次のようなことに使われています。

### 住民の安全や快適なくらしのために



安全に通行できるように



病気の治療のために

### みんなが利用できる施設のために



秋田県立美術館（秋田市）



あきた芸術劇場ミルハス（秋田市）

# のうせい 納税は国民の義務

日本国憲法では税金を納めること（納税）は国民の義務と定めています。

この「納税の義務」は「教育を受けさせる義務」、「勤労の義務」とならんで、国民の三大義務の一つとされています。

## ●教育を受けさせる義務（憲法第26条）



## ●勤労の義務（憲法第27条）



## ●納税の義務（憲法第30条）



日本国憲法第30条  
国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。



「納税の義務」は、国民の三大義務の一つになっているんだね。それでは、いつごろから税のしくみはできたのかな？日本の税の歴史を見てみよう。

### せいきごころ 8世紀頃

大化の改新以後、農産物（租）や特産品（調）、労働（庸）などを税として国に納めるしくみができました。



16世紀末

### あづちももやましだい 安土桃山時代

豊臣秀吉が検地を行い、田畑の面積や良し悪しを調べ、予想される米の生産高（石高）を定めて年貢を納めるようにしました。



19世紀後半

### 明治

明治6年に地租改正がありました。これにより、全国の土地を測量して、土地の持ち主が土地の値段（地価）の3%を税金（地租）として、現金で納めることとなりました。



17世紀から19世紀

### えどじだい 江戸時代

米の生産高の4割から5割を年貢米として領主に納めていました。



20世紀

### 昭和

昭和21年に新しい憲法ができました。これで、教育を受けさせる義務、勤労の義務、そして、納税の義務の三大義務が定められました。



### 現在は・・・

社会保障の充実のために平成元年（1989年）4月に3%の税率で消費税が導入されました。その後、平成9年（1997年）4月に5%、平成26年（2014年）4月に8%の税率となり、令和元年（2019年）10月からは、少子高齢化にともなう、社会保障の財源を確保するために10%の税率となりました。



# 学習のまとめ

## 豊かな未来のために

税金とは、わたしたちの暮らしを支えるために必要なお金をみんなで出し合って負担する「会費」のようなものです。

つまり、税金を納めるといことは、わたしたちがより健康で豊かなくらしを送るために欠かせないことです。

これからも、わたしたちの豊かな未来のために税金についてしっかり考えましょう。

ぼくたちのまわりの  
いろんなところに  
税金は使われて  
いるんだね。



わたしたちの代表が  
話し合って税金の  
使いみちを  
決めているのね。



納税は義務だけれど  
それと同じくらい  
どのように  
使われているのか  
知って考えていく  
ことも大事だね。



## 学習を終えて

税の学習を通して分かったこと、気づいたこと、考えたことを書いてみましょう。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 【表紙のクイズの答え】

- Q1：× 年齢に関係なく品物を買った際に消費税をはらうので、18歳になってからではありません。買い物客から預かった消費税はお店が税務署に納めます。  
18歳になっていない人でも、仕事をしていると所得税を納める場合もあります。
- Q2：○ 小・中学生に教科書を無料で配るために、約471億円の税金が使われています。  
(参考資料：財務省「令和6年度予算及び財政投融资計画の説明」)
- Q3：× 国の税金が一番多く使われているのは、わたしたちの健康や生活を守るための費用（社会保障費）であり、国の支出の33.5%を占めています。  
(参考資料：財務省「令和6年度予算及び財政投融资計画の説明」)
- Q4：○ 災害や犯罪からわたしたちを守るために、国民1人当たり約42,560円の税金が使われています。  
(参考資料：総務省「令和6年版地方財政白書 関連資料集」第64表・65表、総務省統計局「人口推計」(令和4年10月1日現在))
- Q5：× 国の税金の使いみちは、わたしたちの代表である選挙で選ばれた議員が国会で話し合っ  
て決めています。

# インターネットで調べてみよう！税のこと

こくぜいちょう  
**国税庁ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp>**

**税の学習コーナー**

けんさく  
**検索**



**税の学習に便利！【税の学習コーナー】**

税のアニメを見る  
 ことができるよ！



ゲームで楽しく学ぼう！



※ホームページの画面は、令和6年5月現在のものです(内容は随時更新されます)。

もっと学びたいときは、このページを見てね。



この資料は国税庁ホームページでも  
 見る事ができるよ！



URL :  
<https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/education/index.htm#a-07>

企画・制作／あきたけんそぜいきょういくすいしんきょうぎかい 秋田県租税教育推進協議会、せんだいこくぜいきょく 仙台国税局  
 問合せ先／〒010-8622 秋田市中通5丁目5-2  
あきたけんそぜいきょういくすいしんきょうぎかい 秋田県租税教育推進協議会事務局  
あきたけんそぜいきょういくすいしんきょうぎかい 秋田南税務署 ぜいむこうほうこうちょうかん 税務広報広聴官 TEL 018-833-5262

**名前**

年 組

税金の申告にも  
 マイナンバーが  
 必要だよ！



マイナンバーキャラクター  
**マイナちゃん**



環境に配慮し再生紙を使用しています